

は家庭の事に付て、及ぶ丈忠告をなし、殊に自分が彼等よりも年齢、智慮、経験等に富める場合には、喜んで其等の餘澤を戦友に及ぼす可し。

七、兵士は又戦友の弱きを思ひやり、其無智、偏僻、無経験を容れ、彼等が、自分の正當なりとし、小隊に益ありと見做すことに反對する時には、細かに我至善の處置と思ふ所を説明すべし。其さへ誰一人反抗して去る者の起らぬ様、充分の注意を以て之を爲すべし。

八、戦友が悪に陥る時は之を諫むべし。之を戒めて過失を認め、且告白し、救の力を求めしむる様盡力せずして、見すく言語、行爲、舉動の上に不了箇のことあらしむ可らず。

九、此は謙遜と柔和とを以て爲すべきことなり。尊大、傲慢の言語、動作を以て兄弟に臨む者は、偶々其収め得べき好果を害するに過ぎず。

十、兵士は戦友の善行と、義務を盡すことを獎勵すべし。神と救靈の

爲に働くことを願ふ男女老幼は、必らず悲痛、艱苦を経ざる可らず。随つて多くの人々は戦争を中廢し、或は阻喪して全く軍隊より落行くこともある也。

十一、此故に兵士は、戦友の過失、欠點を指摘することなく、却つて其善良、眞實ある點を認め、益々根氣好く、進行んことを獎勵するの心構ある可し。

十二、小隊に於て最も有用なるは、彼方此方と、凡ての人々を鼓舞獎勵して歩く兵士なり。親切なる一語は、長時間の説教に愈り、失望阻喪せる兵士を激まし、全く墮落より免れしむる効力を有するものなり。

第九節 誹謗せざる事

救世軍兵士は誹謗すべからず。

一、戦友を誹謗するとは、其過失、或は過失と思しきことを摘發し、何

等の必要もなく、亦善き目的の爲にもあらずして、之を戦友或は他人に吹聴することを云ふ。

二、多くの人々は、虚言を交へざれば、人を誹謗する者に非ざる如く思へども、然に非ず。此の如きは誹謗するのみならず、亦人を欺く者と謂ふ可し。

三、誹謗は甚だ容易ならぬ罪なり。一時間人を誹謗することに由り、一年間勤勞して爲す善事も、償ふ能はざる害毒を、基督の王國に及ぼすことあり。

四、誹謗は残酷の事なり。嫉妬又は無慈悲の念より、或は單に人の惡しき噂を好むよりして、兄弟の過失、弱點を吹聴し、無量の禍を其人に嫁するは不親切の甚しきものなり。

五、誹謗は卑怯の事なり。其人の面前にて語る勇氣なきことを、背後

にて噂するは卑怯のことにあらずや。

六、誹謗は聖書の教に背けり。即ち神が「人を謗らず」云々と、命令し給へるに違背する事なり。

七、誹謗は思慮なき行なり。悪魔と其僕は、然なきだに、基督の眞實なる僕を傷け、之を迫害せんとねらひ居れるものを、兵士が更に内輪より、之に應援するは愚の至にあらずや。

八、眞の兵士は、戦友の罪惡、過失を世間に吹聴する代りに、却つて基督と、其戦友の爲め、又神の國の利益の爲に、之を包み隠すことをなすべき者なり。

九、兵士は兄弟が墮落する時、之を挽回せん爲に、全力を盡すべし。
十、兵士は戦友が、漸く神を離れんとするを警め、全き墮落に至らざる様、未然に防がざる可らず。

十一、兵士は又戦友が全く墮落して、世俗に復したる後と雖も、之を恢復せん爲に力を盡し、集會に誘ひ、基督に歸らしめんことを勉めて、倦む可らず。

十二、兵士は墮落者の爲に祈禱すべし。

十三、若し機會あらば墮落者の爲に、此世に屬る助を與ふべし。其病に臥する時は、必ず之を見舞はざる可らず。而して彼等を再び父の家に伴はん爲め、便宜のあらん限り、働かざる可らず。

第十節 服務

一、凡て救世軍兵士は、其小隊の一員なり。

二、小隊は人生の困難と、戦争の勞苦の間に立て、最もよく相助け慰め、勵まし、亦よく其戦争を進むることを得ん爲に、團結したる一種の家族なり。

三、小隊の各兵士は、此團結に由て、必らず相當の利益を受けるものなり。されば己惱める時に小隊の助を得んと欲する者は、亦兼々力を盡して、小隊の爲に働くべきものとす。

四、兵士は左に掲ぐる如き、諸ての義務を盡さんことを勉め、殊に其間に充分、己を鍛錬せんことを心がく可し。

五、便宜のあらん限り、定つて小隊の、凡ての集會に出席すべし。又家族、職業、健康の許す限り、有ゆる時間を、戦争に獻げて之を用ふ可し。

六、諸種の集會の中、取分け兵士の靈魂上に要用なるは、日曜日の早天祈禱會、毎火曜日之夜の兵士會、及び聖潔會なり。

七、集會には時間を違へず出席すべし。成るべくは、野戦にも、軍營にも、開會の一二分前に着することを勉めよ。早く出席するは、司會

者及び其場に在る人々を勵まし、己が靈魂に祝福を受け、又身を以て集會の必要を、凡ての人々に示すの道なり。

八、定刻に來り得るにも不拘、五分、十分、十五分、遅れて出席するは、集會を侮辱する者にして、恰かも人々に向ひ、「余は此等の事を、左程重要とは心得ず」と公言するものに似たり。

九、救世軍兵士は、其身に負へる、一切の些細なる義務を重んずべし。小事に特別の注意をなす者は、無論大事には一層の注意をなす者にて、所謂「小事に忠なる者は大事にも忠なり」とは、此意味に他ならず。

第十一節 制服

成る可く速かに、制服を着用し初むべし。是は最も要用の事にして、其利益量る可らず。

一、制服は兵士が、耶穌基督に従ひ、其民に屬することを、公然發表

する、最も簡易の方法なり。

二、制服は多くの試練を免れしむるものなり。世の人は之に由て其救世軍兵士たることを認め、偕に不敬虔、放蕩、世俗の行をなさんことを所望せざる可し。

三、制服は又救を宣傳へ、軍隊の働を説明し、人の靈魂のことに就て警告すべき、數限なき機會を與ふる者なり。多くの人々は汽車、馬車、其他の所にて、救世軍の制服を着たる兵士に會ふ時、常に其對話を待設くるのみならず、自ら進んで言をかくること數々之あり。

四、制服は凡て、世の流行に倣はんとする試練より、免れしむるものなり。常に流行に倣はざるのみならず。却つて世に模範を示すことを得べし。

五、制服は丈夫なる品質を擇ぶが故に、自ら經濟的のものなり。

六、制服を着る時は、何處にて戦友に會ふも、一見して其救世軍人たることを知らるゝを得べし。

七、制服は説教なり、又説教者なり。見る人々をして神と、徳行とに付て思案せしむ。若し多くの基督信者の認むる如く、舌を以て説教すること可ならば、衣服に由て説教するも亦可ならざるべからず。若し教會、會堂、軍營にて之を爲すを善とせば、街道、工場、其他の處に於てするも、亦差支なき筈なり。耶穌基督は「徧く世界を廻りて、凡ての人に福音を宣傳へよ」と宣へり。而して制服を着たる救世軍人は、其入込む社會の隅々迄も、大凡會ふ程の人々には、悉く制服に由て救を宣傳ふものなり。

八、各兵士は救はるゝと直ぐに、制服を着用し初むべし。凡て臆病なる心に打勝つ、最も簡易なる法は、即刻大膽に之を決行することなり。

然れ共若し一念に、全き制服を着用し能はざる者あらば、少くとも何か救世軍人たることを示す、目に見ゆる記章を着けざる可らず。例へば唯、徽章を胸に帶ぶる丈のことにては、之を斷行するに於ては、其より以上は案外容易くして、終には間もなく、全き制服を着け、人中に出るに難さを覺へざる可し。

九、兵士は其日毎の職業を營む間にも、出来る丈リボンなり、徽章なり、其他何か、救世軍人たることを示す記章を帶ぶべし。

十、兵士は其住居に救世軍の標札、記章等を掲ぐ可し。即ち戸、戸柱の上、居間の棚、寢床の傍等に、之を置き、誰にても入來る程の人々をして、何方向いても、救を聞くことを得せしむべし。

十一、男兵士は少くとも、規定の羽織、赤シャツ、濃青色の着物、及び徽章を胸に着ざれば、全き制服を着用するものと云ふ可からず。女

兵士は又少くとも、規定の羽織と、濃青色の着物、及び胸に徽章を着ざれば、之を全き制服と稱ふべからず。

十二、固より華麗なる衣服、寶玉を着飾る如き世俗の風は、制服着用
の精神と兩立せず。而して軍隊と、世俗と、双方に事へんと欲する兵
士は、偶々双方の輕蔑を招くに過ぎず。此は男女の兵士に通じて同様
の事なり。

十三、改心者、又は兵士にして、更生りて日尙淺く、未だ全き制服を
調へざる者と雖も、早速華美なる世俗的の裝飾を廢し、金銀の鎖、珠
玉の飾り、其他一切の流行を争ふ衣服の類を去らざる可らず。時とし
ては之が爲に多少の時日を要する者もあらん。然れ共兵士は即刻又は
漸次に、兎も角も、此等不信仰なる世の符徴を、取除くことを覺悟せ
ざる可らず。

十四、三ヶ月以上兵士たる者にして、尙前に掲ぐる軍令を守らざる者
は、高壇にて上席に座し、集會にて証言し、又は下士官に任せらるゝ
ことを許す可らず。

第十二節 躰裁

- 一、救世軍兵士は、軍人たるに適ふ躰裁を調へ、軍隊の信用を増さん
ことを勉むべし。
- 二、兵士は衣服、髪飾り其他の事に於て、虚榮を求むる如く感せらる
る行を避くべし。是は世に屬る所爲、即ち惡魔に屬る所爲にして之が
爲に警告、祈禱等に由て與ふる、一切の好感化を破壊するものなり。
- 三、同時に身のまはりを清潔にして、見苦しからぬ様調ふべし。職業
の許す限り、其手、顔、齒、衣服等を清潔にすべし。態とむさくるし
く、汚なき風采をなすとも、之に由て更に軍隊と、救の光輝を増すも

のに非ず。

四、此規律は兵士が歩行の時にも適用すべし。即ち兵士は、出来る丈姿勢を正し、軍人らしく歩行すべきものなり。

五、隊伍に在る時と、集會其他の時とを問はず、兵士は喫舌、偷笑、及び粗暴の舉動を慎むべし。笑謔、戲言は如何なる場合にも甚だしき悪感化を與ふるものにて、殊に營内、營外の集會の時に於て然り。

六、高壇に座する時、又は集會の進行中には、不必要の談話を戒むべし。集會中は私語せず、書物をやり取せず、偷視せず、最も眞面目なる働さを爲し居こと故、最も眞面目なる心より之を行ふべし。

七、兵士は其士官又は戰友と會ふ時、何處にても叮嚀に禮をなすべし。其禮法は右の手を舉げ、第二指を以て天を指すことなり。是は自分が天國に屬するものにて、今は其道中に在ること、又力の限り何人をも

同じ聖國に導くべしと、右の手を舉げて誓ひたることを現はすものなり。此は握手なぞよりも更に簡易にして、時間を要せず、便利にして有益の禮法なり。

第十三節 行軍

一、行軍は最初より、救世軍に於て最も重要な事となれり。制服を着け、又は徽章を帯びたる一隊の男女が、軍旗を立て街道を行軍すると云ふ、唯此事のみにて、既に罪人に救を告げ、又エホバが要め給ふ愛と、奉事とを、公然宣言し得たるものと謂ふべし。

二、通常、多人數の兵士が行軍する時には、自ら制服を着たる者も多く集り、隊伍整然、如何にも軍隊らしきが故に、行軍としての益最も大なるものあり。而して此點に於て、兵士は軍隊の毎日の行軍を盛んにし、一層善を行ひ、神の榮を發揚せん爲め、精々都合して隊伍に加

はるべきものなり。

三、行軍の列に在る時は、其周囲の人々に告げて言ふべし。曰く余は神と、神が萬人の奉事を要求し給ふことを信ず。余は神が與へ給ふ救を受て、今之を樂む者なり。此故に余は此事實を我町と隣人どに証言し、凡ての人々を誘ふて、余が樂めると同じ教に、與らしめんことを欲する者なりと。

四、兵士は行軍中、此等の宣言のみにて満足す可らず。若し軍令及び軍律通りに行軍を導かるゝに於ては、行くゝ歌ふべき軍歌は、聲高らかに讀上らるゝ筈故、樂器を用ひ居らざる兵士は、凡てツレブシをも、又軍歌の各節をも、成るべく明諒に、兩側の人々、亦家々の奥座敷にも聞ゆる程に歌ふべきものなり。

第十四節 野戰

野戰は救世軍の働に於て、最も大切なる部分を占む。人間世界の狀態、今日の如くならん限り、野戰は何時迄も必要のものたるべし。

一、大多數の人々は、救を説く爲にとて設けられたる、一切の建物に來りて聽聞することを好まず。此故に救世軍が若し福音を凡ての民に宣傳へんと欲せば、往いて人々の聚まれる所に進軍し、殊に屋外に於て之に接せざる可らず。

二、營内集會に若し、斷せず新顔の人を見ずば、自ら陳腐、無趣味、不結果に陥る恐あり。而して此新顔の人々を連來ることは、野戰に由て、最も確實、有効に成就せらるゝものなり。

三、由來救世軍最大の勝利は、野戰に由て得られたるものなり。此故に凡ての兵士は、力を盡して、此方面の働を繼續せざる可らず。

四、野戰に付ては、他の集會の規律に附加へて、左の條々を心がく可

- (イ) 野戦の爲に、特別の時と、意を用ふべし。
- (ロ) 健康さへ許すならば、天氣が悪ければとて欠席すべからず。
- (ハ) 機會さへあらば証言、祈禱、又は獨吟をなすべし。
- (ニ) 警告者より聴衆の注意を奪ひ、又は集會の成效を妨げざる限り、機を見て圓陣の周圍に在る、最も感動したりと見る人物に往て之を漁るべし。

- 五、規律の充分行はるゝ小隊にては、幾組にも分れて、軍曹の指揮の下に、手分けにて野戦を營む筈なり。此の如くなれば各兵士は、何れも証言、獨吟、祈禱などの機會を得べし。
- 六、未だ左る組織の立ぬ小隊にては、兵士は戰場士官に其編成を請ひ、我属すべき組をも、指定せられんことを求め、とて迄も與へられたる

持場を守り、力を盡して大なる成效を得んことを勉むべき義務あり。

第十五節 歌ふ事

- 一、善く軍歌を歌ふことの必要は、言ずして救世軍兵士の皆知る所なり。唯こゝには幾千幾万の人々が、軍歌に由て基督に導かれたりと云ふ、事實を告ぐれば即ち足る。
- 二、歌ふ事は、殆んど何人も有する天賦なり。少しく思慮と、注意と、勤勞とを用ふれば、直ぐに誰も有益に、此天賦を働かすことを得べし。
- 三、數人の兵士が、少しく意を用ひて、歌ふことの進歩を圖れば、よく營内、營外の集會を助けて、一層有益に、且つ人を動かすものとなすことを得べし。歌ふことに付ての心得は左の如し。

(イ) 誰も皆歌ふ可し。多人數聲を合せて歌ふことは、美妙喜ぶべき唱歌と同じく、よく人を感動するの力あり。歌へ、誰も皆聲を合せ

て歌ふべし。

(ロ) 誰も皆軍歌集を手にして、歌の文言を一々、分明に歌ふことを勉むべし。

(ハ) 考へ乍ら歌ふべし。人を益する者は歌の意味なり。此故に兵士は常に文言を歌ふのみならず、其意味を考へつゝ、他の不注意なる人々をも、感動せしむる様に歌ふべし。

(ニ) 凡ての兵士は又、信仰を以て歌ふべし。斷ず軍歌の意味の、如何にも眞實にして、間違なきことを思回らしつゝ、歌ふ間にも、信仰を働かさんことを勉むべし。

四、各兵士は自分に獨吟し得る天賦ありや、否やを考へ、若し之ありと思はし、注意して之を鍛錬せざる可らず。獨吟に付ての心得は左の如し。

(イ) 小形の手帳、又は備忘録の如きものを備へ、自分の歌ひ得る軍歌を寫し、又は張置き、閑聲に出たる軍歌にて、我が知れる樂譜、及び新に學び得べき樂譜の分は、切抜きて同じく手帳の中に保存すべし。

(ロ) 聞取れる様、高聲に歌ふ可し。少しの勤勞を甘んじて練習すれば、大抵の兵士は皆有益なる獨吟を爲得るものなり。

(ハ) 又軍歌の文言を、聞分けらるゝ様に歌ふべし。人に良き感化を與ふるものは樂譜にあらずして、其歌の意味なり。此故に聽衆をして、歌の文言を聞取しむるは大切の事なり。最も力ある獨吟は、常に軍歌の語を最も明瞭に歌ふものなり。

(ニ) 獨吟者は聽衆の注意を深くせん爲に、樂譜の調子を變更することを憚る可らず。ツレブシの調子は嚴重に之を守るべきも、其他は

一定の樂譜より遅く歌ひ、又は或部分を省略して、歌はざるも妨げなし。或場合には軍歌の辭を、人の心に適中せしめん爲め、數言を費して之を辨するも可なり。

五、軍歌の撰擇は集會の性質、又は題目と相當せざる可らず。例へば靈魂の救に付て考ふる時には、救の歌を用ひ、聖潔の題目の時には、聖潔の歌を歌ふべし。軍歌の文言が集會の精神、目的と鈞合するにも拘らず、唯其樂譜が面白ければとて之を用ふる如きは、全く兵士の精神なき者の所爲と謂ふべし。

第十六節 祈る事

兵士が軍歌を歌ふ義務に付て述べたる所は、殆んど其儘に之を祈禱に適用することを得べし。

集會にて祈することに付、附加へて心がくべき箇條は下の如し。

一、救世軍人は病人か、跛者か、其他特別の障碍ある者の他は、祈禱中椅子に倚かゝる可らず。必らず跪いて祈るべし。男女に拘らず、凡て身を低くして神に近くは、最も自然の人情なりとす。

二、祈禱の時は瞑目すべし。然らざれば外物の爲に、心を奪るゝの恐あり。

三、聲をあげて祈る他人の祈禱に心を合せ、其祈願に同情せんことを勉む可し。祈禱又は警告の時、稍もすれば他の問題、人物、場所に、思を馳するところあるもの故、兵士は此の如き場合には、我と我心を引しまり、専ら之を現在の事に集中せざる可らず。

四、兵士は祈禱の時に、其信仰を働かさんことを勉むべし。聖書に「神に來る者は神あるを信じ、且神は必らず己を求むる者に、報賞を賜ふ者なることを信す」(來十二〇六)とあり。救世軍兵士は神が、耳を傾けて

祈禱の聲を聞き、其善き聖旨に従ふて、之に應驗を興へ給ふことを信せざる可らず。

五、救世軍兵士は、注意と、眞實と、信仰とを以て、他人の祈禱に心を合すべし。

六、此他尙、公けの集會にて祈禱する時は、聲を揚げて祈ることを心がく可し。他の兵士にして若し、之を聞取ること能はずば、如何にして共に心を合せて、祈ることを望む可んや。

七、祈禱する時は頭を擡ぐ可し。

八、餘り高聲に叫びて、身軀を疲らし、聲を哽す様のことある可らず。又調子高き瘡聲にて、祈禱を始む可らず。

九、祈禱する前に、先づ何を祈るべきかと云ふ、確乎たる思慮を定むべし。即ち我は何を祈るべきか、靈魂の救はれん爲か、神の僕、我戰

友の祝福を受けん爲か、果して何の爲かと、自問自答したる後、祈禱すべし。

十、祈禱する時は最も平易なる言語を用ふべし。決して流麗なる辭や、聖書の引照など綴合せて、立派なる祈禱をなさんと試む可らず。此の如きことは神を蔑如し、又神の民に大なる害毒を及ぼすものなり。

十一、兵士は信仰を以て祈禱すべし。即ち自分が今此く、何人かの爲に祈る間にも、神は其人に相當の恵を下し給ふと信仰しつゝ祈るべし。

十二、餘りに長き祈禱をなす可らず。祈禱の長さは人をして倦疲れしむ。勿論充分、神を捉へて放ち難き場合には、其儘に祈り續けて差支なしと雖も、其さへ相當の時刻に至らば、止めて他人に譲らざる可らず。

十三、兵士は當時、胸間に湧來る儘の言語を用ひ、丹心を神の前に注

きて、作爲あき、有の儘の祈禱をなすべし。

第十七節 警告

凡ての救世軍兵士は、營内、營外の集會にて、人を益せん爲に警告をなす可し。是は些かの注意と、勞苦に由て、誰にも爲し得べき事なり。其心得左の如し。

- 一、其場にて最も隔れる所に在る人々にも、明かに聞取り得る様、語らんことを勉む可し。
- 二、率直に其會衆に語る可し。即ち實際其人々が辨へねばならぬ必要の事を、恰も膝詰にて、一人々々と對話する如く、語る可し。
- 三、會衆を益せん爲め、即ち即刻其場にて、之を救に導かん爲に語る可し。兵士は神の僕として、其務の重大なるを感じ、又人の命の不慥かにして、或は二度と同じ人々に面するの、機會なきやも測られぬことを臆へて、語らざる可らず。一言に云へば垂死の人が、垂死の人に語る如く、之に警告をなす可し。

四、兵士は平易なる言語を以て語る可し。己が才學を示さんとし、華麗なる辭を用ひ、奇怪、異常の事を物語り、又は人もなげなる風采にて言ふ可らず。却つて最も無智、魯鈍の人、幼兒に至るまで、瞭解し得る様に之を述べし。

五、兵士は神が之を聞いて、喜び給ふと思はるゝ様に語るべし。

六、証言に付ては左の二ヶ條の注意を要す。
 (イ) 眞實を語れ。大袈裟に言ふことは人の陥り易き誘惑なり。之を戒めて實際よりも誇大に、其經驗を語る可し。

(ロ) 兵士は現在、靈魂上の經過を証言すべし。過去の經驗は、未だ救を受けざる人々を利すれども、既に救を得たる者は、其战友が今

日の經驗を聞くことに由り、大なる益を受る者なり。

七、其靈魂の壯健なる兵士は、神の爲に人々の前に立つ時、何時も、何か新しき言を、賜はることを期するを得べし。即ち神の靈に由て、其語る眞理に感情を添へ、力を加へられ、毎度同じ言を聞く人々にさへ、尙耳新しく、例へば天開けて神の御聲を聞くが如く、覺へしむることを得べきもの也。聖書に「我を信する者は其腹より活る水、川の如く流れ出べし」(約七〇卅八)と云ひ、又「我儕の福音、汝等に来りしは、只言に由てのみならず、能力に由り、聖靈に由り、又篤き信仰に由てなり」(撒前一〇五)とあるは、此意なり。

第十八節 聽聞

一、救世軍中の警告に、聞く價值なきものは尠く、聞いて益を得ざる者は稀なり。此故に兵士は充分の注意を以て、聽聞せざる可らず。

二、兵士は己に益を得ん爲に、之を謹聽すべし。

三、兵士は又、警告者を鼓舞せん爲に謹聽すべし。若し自分が警告をなし居る時、他の兵士が側視をし、欠伸し、又は睡氣の風を示し、隣席の人と私語する如きことあらば、必らず不快に感ずるなる可し。果して然らば兵士は、己人に爲られんと欲ふ如く、又人にも其如くなし、自ら先づ好き聽聞者となりて、他人にも其如くならしめざる可らず。

四、何人も、其目前の聽衆が、注意を以て、聽聞することを感ずるに非ずば、充分に警告をなし難きものなり。

五、世には聽衆の注意せざるにも拘はらず、平氣にて宗教の演説を續くる者もあれど、救世軍に於ては、現在自分が相手にする人々を見渡し、其説く所が、一々聽衆の靈魂に達し、之に善を爲し居るべしと、感ぜらるしことを要とするものなり。

六、兵士が其舉動に由て、我は汝の語る所を聴聞せずと云ふ風を、明かに示すほど、警告者を阻喪せしむることはあらず。

七、注意して聴聞することは、未信者、又は無頓着の人々に、好摸範となる者なり。兵士が謹慎に一言一句を、聴聞するを見れば、罪人も亦其警告の大切なるべきことを想ひ、自ら之を謹聴するに至るものなり。

八、兵士は會場を歩行し、閑聲又は書物を買る杯、何事にも、聴衆の注意を、警告者より轉ずることを避くべし。

第十九節 特別合戦

一、救世軍に於ては、公衆の注意を喚起し、兵士の精神と、熱心を激勵し、靈魂を救ひ、軍用金を作り、又は一般の戦争を進むる爲に、引續き特別集會を營むべし。

- 二、凡て兵士は此る運動に同情を寄せ、之を成效に至らしむるの責任を感じ、力の及ぶ限り協力して、都合よく進捗せしめざる可らず。
- 三、兵士は此が爲に、公けの場にも、密室に於ても、祈禱すべし。
- 四、兵士は小隊長の指圖に任せ、之が爲に身を盡して、最も益ある働をなすべし。
- 五、兵士は此る特別の集會に出席して、己が靈魂に祝福を得んことを勉むべし。
- 六、若し我小隊が、其處此處と行軍する場合には、精々都合して其隊伍に加はるべし。
- 七、成るべく集會の終迄留まるべし。殊に靈魂の救はれん爲め、又は即刻、靈の結果を收めんとの、目論見ある場合に於て然りとす。

第二十節 閑聲及び出版物賣

一、関聲は週刊の新聞紙にて、戦争に關する文章、世界各國に於る、軍隊の進歩等のことを録せり。代價は壹枚金壹錢なり。

二、「少年兵」は、関聲と同種類の印刷物にて、殊に少年の爲め、之に適當する様、編輯せらる。

三、救世軍の出版物は、到る處、其事業の成效に與りて最も力あり。未だ関聲の如く新聞紙として、直接、人の救の上に大なる働をなしたるもの、又爲しつゝあるものはあらず。是は憚らず公言し得る事實なり。此故に救世軍兵士が其出版物を賣る時は、是即ち神に事へ、又世の救を助くる所以なりと知るべし。

四、救世軍兵士は、毎號の関聲が、有の儘なる福音の眞理を、平易なる言語と、趣味ある文章にて宣傳ふることに、又之を買求めたる者が、通常携へ歸りて、少くとも他の數人に示すもの故、之に由て他の方法

には、兎ても達すべからざる多くの人々に、靈魂の救を紹介し得ることを記臆し、出来る丈多く之を賣んことを勉むべし。

五、関聲賣に付ての心得は左の如し。

- (イ) 自ら其一枚を買ひ求むべし。
- (ロ) 先づ自ら之を讀むべし。然すれば其中に何が書てあるかを知り、他人に推薦するの便宜を得べし。
- (ハ) 其家族、親戚、朋輩、隣人、店員等凡ての關係者を勸誘して、之を買しむべし。又毎週此等の人々に配達すべし。
- (ニ) 成るべく「関聲の隊」に加はり、其軍曹が定むる部署に従ふて、義務を盡すべし。

(ホ) 若し隊に加はらずば、毎週一束の関聲を求め、茶屋、料理屋を訪ね、市街にも、其他の場所にも、機さへあらば之を賣る可し。

(へ)何れにもあれ、兵士は毎週、幾枚かの関聲を受取り、之を賣ることを、大切なる義務と心得べし。

第二十一節 迫害

一、大胆に主を認め、周囲の人々に對する義務を、忠實に盡す救世軍兵士は、必らず多少不快、苦痛なる反對に遭ふべし。凡て基督耶穌に在て、神を敬ひつゝ世を渡らんと志す者は、窘を受べし。〔提後三〇十二〕

二、此る反對は、單に救世軍人たるが爲に非ず。寧ろ兵士が耶穌基督の意を意とし、其地上に爲んとて來り給ひし事業を、繼續するが故に、襲ひ來るものなり。此故に兵士は迫害に驚く可らず。却て之を預期し、唯主の御爲に之を凌ぎ得る様、其恩寵を求むべき者なり。

三、既に家族、隣人、朋輩等の關係ある以上は、迫害が其等の人々より起るは、眞に止を得ざることなり。救世軍兵士が受る迫害の度合は、

通常其忠實の度合と比例す。兵士が若し時を得るも、時を得ざるも、瀛車にも、馬車にも、屋外にも、屋内にも、大胆に主を公認して、周囲の人々の靈魂の爲に盡し。殊に時を得るも、時を得ざるも、熱心に罪人の危険を警め、斷ず其基督に來りて、聖き生活をなすべきことを勧誘するに於ては、必らず神に逆ふ人々より、忌まれ、憎まれ、誹謗せらるべし。一言に云へば彼等は嘗てパウロに就て言たる如く、「此の如き者を地より去れ、彼は先に生命の有べき者ならざりき」〔徒廿二〇廿二〕と罵るべき也。

四、救世軍兵士は十字架を避けて、迫害を免れんことを要す可らず。制帽を脱ぎ、制服を家に残し、或は一切、人々の靈魂に就て語ることを廢めば、迫害は立所に息むことを得べけん。然れ共此の如きは、如何なる場合にも決して、榮の冕を望んで十字架を負ふ者の所爲と謂ふ可

らす。

五、迫害に對して仕返をなす可らず。基督がペテロを戒め、「爾の劍を
もとの鞘に收めよ」と曰ひ、又「凡て劍を取る者は劍にて滅ぶべし」と
宣ひたるは、今日兵士の身の上に適用せらる可き聖語なり。

六、若し其筋の人々が、救世軍人に代つて、迫害者を取鎮むる時には、
頗る都合よしと雖も、是は必ずしも常に、最上の効果を收むものにあ
らず。とは云へ警察、官廳が其市民たる自分を保護する爲め、迫害を

免るゝ場合もある可し。何れにもあれ、兵士は迫害者に對して、毫も
怨恨、復仇の念を抱く可らず。凡ての禍は自衛の爲とて暴力を用ふる
より起るものなり。

七、寧ろ喜んで艱苦を忍ぶべし。迫害を幸福に轉ずるには、別に大な
る才能を要せず。唯上よりの恩寵と、靈とあらば足ることにて、是は

凡ての救世軍人に能くすべき事なり。
八、どこ迄も己が本分を盡すべし。迫害者が狂暴を逞ふするにも拘ら
ず、兵士が却つて其人の爲に祈り、其人を愛することを發見するは、
迫害者の心に至大の感動を與ふるものはあらず。

第廿二節 候補生志願

一、緻密、熱心、堅忍にして、聖き生活をなす兵士は、自ら上官の
目にもとまり、一層便宜あり、且有用なる地位に、身を置かんことを
望まざるべし。

二、入隊して小隊に屬したる兵士は、士官とならんことを志願するを
得べし。之を志願するには、先づ小隊長に申出で、假志願書を受取て
之を差出すべく、若し其にて宜しくば更に士官候補生の志願書、及び
其記入の心得等一式を渡さる可し。かくて後それらの取調をなさ

れ、満足なりと認めらるゝ時は、養成を受ん爲に召集せらるべし。但十七歳以下の兵士は、士官候補生となることを得ず。

第廿三節 士官の官舎

一、兵士は士官の官舎が、祈禱と、勤勞の爲に聖別せられし場所なることを記憶し、之を訪問する時は、速かに用事を済して、歸る様心が可し。

二、兵士は絶縁、必要の事ある場合の他、夜の集會の後に、士官の官舎を訪ぬ可らず。又異性の兵士は用事の爲と雖も、夜の集會の後、決して士官の官舎に立入る可らず。

三、平生と雖も、異性の兵士が、士官の官舎を訪ぬる時、用事の爲め必要なるより以上の、長座をなすは好ましからぬことにて、且外間にも關係するが故に、之を禁ず。

四、兵士、親戚、前任地にての友人、其他何人にて、士官の官舎に止宿し、又は聯隊長の許可なくして、副官、或は補助者の如き働さを爲すことを許さず。

第十章 献金及び集金

第一節 總論 ○第二節 小隊の軍用金 ○第三節 大隊、聯隊、師團の軍用金 ○第四節 内國本營の軍用金 ○第五節 萬國本營の軍用金 ○第六節 兵士の献金

第一節 總論

- 一、上來録す如き大事業は、固より之を維持、擴張する爲に多分の軍用金を要す。
- 二、救世軍の軍用金の幾部分は、當初より同情ある基督信者に由て寄附せられたりと雖も、其大部分は常に兵士と、又時々軍營に集る會衆に由て、献げられたるものなり。
- 三、此して寄附せられたる軍用金は、下に示す方法に由て使用せらる。

第二節 小隊の軍用金

- 一、小隊の軍用金は、軍營の諸費用と、士官の手當を支拂ふ爲に之を用ふ。其出所は左の如し。
 - (イ) 營内、及び營外集會にての集金、
 - (ロ) 彈藥金、即ち兵士が毎週或は毎月の献金、
 - (ハ) 「閑聲」、書籍、其他の出版物等を賣たる利益の一部、
 - (ニ) 臨時集金、集金簿に由て得たる金、親陸會の利益、其他、
- 二、軍營の家賃、點燈料、暖爐、掃除等の諸費用は、凡て士官の給料より以前に、支拂ふべきものなり。
- 三、かくて其殘額の中より、士官は定額以内の給料を受べく、決して其以上を受く可らず。若し剩餘金あらば、小隊の利益と、其擴張の爲に之を用ふべきものとす。

第三節 大隊、聯隊、師團の軍用金

一、大隊、聯隊、師團の軍用金は、其大隊、聯隊、師團を率ふる士官を支へ、貧窮なる小隊を助け、及び其管内に於て、一層軍隊の働を擴張せん爲に用ふるものなり。

二、之が爲に各小隊は、通常収入の十分の一を上納すべく、別に管内の各地に於て集金せらる可し。

三、何れの小隊と雖も、大隊長、聯隊長、師團長の注意を、監督なくしては、其運動を進め難きものなり。此故に屢々此の如き長官の出陣を得ん爲め、各小隊は精一杯、大隊、聯隊、師團の軍用金を助く可し。

第四節 内國本營の軍用金

内國本營の軍用金は左の數項に分たる。

一、傳道費。此は内國に於る、救靈事業に要する費用を支辨す。

二、社會事業費。此は出獄人救濟所、婦人救濟所、其他の社會事業と、其運動に要する經費を支辨す。

三、商業及び出版費。此は出版、印刷の費用、及び各種の制服杯を調達する資金なり。

四、建物費。此は凡て家屋の購置、建築、借入等に用ふる資金を云ふ。

第五節 萬國本營の軍用金

萬國本營の軍用金は亦左の數項に分たる。

一、傳道費。此は全世界に於る救世軍の救靈事業を、監督する爲に要する費用を云ふ。

二、建物費。此は救世軍の建物新築、購買、借入等に用ふる資金を云ふ。

三、外戦費。此は、他國に於る救世軍の開戦、維持、助力の爲に用ふ

るものなり。

四、婦人救済費。此は墮落したる婦人を救済する爲に用ふ。

五、貧民窟費。此は倫敦其他、大都の最下層に於る、戦争を支ふる爲に用ふ。

六、少年兵費。此は兒童の間に於る、働を支ふるものなり。

七、士官養成費。此は候補生を支給し、養成し、其爲に働く士官を支ふる經費を云ふ。

八、商業及び出版費。此は其商業及び出版の部を支給するのみならず、毎年巨額の金を以て、前述各項の經費を補助せり。

第六節 兵士の献金

一、救世軍經濟上の主義は、其働く地方、市町、邦國に於て自給することなり。此故に兵士は、小隊及び大隊の經濟に、充分の注意をなし

營に之をして自給せしむるのみならず、進んで常に貧弱多難の小隊を補ひ、救世軍全隊を助くることを心がく可し。

二、凡て救世軍兵士は、其力の許す限り、戦争を支ふる爲に献金すべし。

三、多くの兵士は、其更生の以前には、飲酒、喫煙、虚飾、放逸等、忽ち其健康を害し、靈魂を傷ひ、周囲の人々を禍ひする如き事の爲に、収入の大部分を消費し居たるものなり。

四、然るに今は、かゝる我儘なる生活より救はれ、他人を益する、愛の働をなさん爲に献身したるもの故、収入の中より相當に家族の生活費を引去りたる後は、前に自他を害する爲に之を消費したる如く、此度は惜みなく、善き事の爲に献金して然るべき事なり。

五、兵士は喜んで献金を爲んため、兼々其収入の幾許を、献ぐ可きか

を決定し置き、其丈を別物として之を扱ふことを勧誘せらる。

六、凡て兵士の有てる物は皆神のものにして、眞の救世軍人は、其一切を祭壇の上に献げたる筈なり。とは云へ、兵士が家族を養ひ、之を教育し、保護する爲に、其収入の或部分を用ふる如きは、即ち亦聖國の爲に盡す所以にして、固より良心に従ふて爲得べきこととす。然り乍ら兵士は亦滅ぶる人々を基督の國に導かん爲に、其収入の幾部分を献納せざる可らず。而して其果して幾許の金を之が爲に献ぐ可まかは、固より銘々が決定すべき所なり。

七、何人も、自分は極僅少の金を献ぐるに過ぎれば、豫め其額を定むる必要なしと謂ふべからず。規則立つて、献金し、力めて其規則を守る者は、必ずよく之を繼續するを得べく、亦追々金額を増し得る様、其營ひ業まで築ゆることあるべし。

八、兵士は何かの目的の爲め、必要の起る毎に、常に喜んで集金をなすべし。基督の爲に戦争の資金を乞ふは、如何なる身分の人にも、聊か恥辱の事に非ず。基督自らも、其御在世中は、友人、弟子達の喜捨に由て生活し給へり。我等は間斷なく、世の人が心を神に献げ、神の爲に勞苦をなすべきことを勧誘せり。然らば亦耶穌の榮と、靈魂を救ふ戦争の爲に、金錢を用ひんことを勧誘するに、少しも恥づべきことはあらざるなり。

九、他の事と同じく献金に於ても、兵士は其力量を極度迄、發達せしむる義務あり。献金は實行に由て、一定の習慣となるものにて、奮發すれば、自分乍ら嘗て僅少の献金にて満足したる理由を訝り、又今日意外に多額の金を献げ得ることを、驚く程に進歩するものなり。是は全心を以て神に奉事するが故に、然るものなり。

十、兵士及び入隊志願者は、四季の始毎に、十三箇、若くは三箇の彈藥盒を受取り、毎週或は毎月、小隊の軍用金として一定の金を其中に納め、之を兵士會の時、又は小隊長が指定する他の時に持参すべし。

十一、萬一兵士が、少しも彈藥金を納め得ざる時は、空盒を箱に入れ、又は手渡すべきものとす。然すれば假令金銭は納め得ざるも、其集會に出席したることは、之を示すを得べし。兵士は事情止むを得ざる場合には、此くするを憚る可らず。

十二、凡て彈藥盒に關する一切の事務を扱ふことは、特に小隊の書記たる者の義務なり。

十三、兵士は彈藥金を納むると共に、又精々、平日集會の時の集金に應じて、他に好模範を示すべし。

十四、然り乍ら救世軍は、凡ての人に善を爲んがために存在するもの

故、例へば些少の献金だもなし得ざる兵士あらんに、之が爲に軍營に歡迎せられずと、思惟せしめざる様注意すべし。殊に兵士、及び改心者にして、職に外れ、又は家に病人ある者杯には、特別に同情を寄せ、力めて集會に出席せしむべく、假令其人々が献金をなし能はざるも、毎會十錢、廿錢を献する者と、少しも異らず待遇すべし。

十五、通常宗教社會に流行する一種の思想は、自分共に屬する建物、傳道者さへ手に入れば、他は關する所に非ずと思惟することなり。然れ共此は全く救世軍の精神、及び目的と違反す。

十六、凡て善き兵士は、自分が救世軍て大團躰に屬する者にて、其献金及び集金は、我が直接に關係せる小部分の働きの爲のみならず、救世軍全躰の爲に献ぐるものたることを記憶すべし。即ち假令其金が現在、我住へる土地の爲に用ひらるゝ場合にも、此は大團躰の一部分た

る、同地方の爲に用ひらるゝものと思ふべし。總じて救世軍に献金する時は、全く我直接關係する部分の爲と云ふ心を離れ、世の救の爲に、最もよく用ひらるゝ様、献げたるものと思惟すべし。

十七、例へば茲に一千圓を費して軍營を買入れ、又は新築することあり、其金の大部分は之を借入たるものなりとせんに、爾來小隊は嘗に其利息を拂ふのみならず、二三十年を期して全く元金をも償却し得る様、毎週相當の家賃を納むべし。かくて借用の金を皆済したる後と雖も、軍營は小隊の私有とはならずして、救世軍そのもの、財産となるなり。

十八、此の如くにして小隊が拂戻したる金は、後日に至り、再び之を借受ることを得べく、而して小隊はいつ迄も斷ず、家賃を拂ひ續くべきものとす。

十九、凡て兵士は、充分軍隊の經濟上の主義を諒解すべし。然る時は救世軍を中傷せんが爲に、非難をなす者に會ふも、之が爲に動かさるることなかる可し。

二十、兵士は亦、此等の主義を充分諒解することに由り、如何に少額の献金と雖も、それが當に我と、我家族、我土地の益となるのみならず、亦明かに救世軍全隊の益となることを知り、一層の喜を以て之を献ぐることを得るに至るべし。

廿一、上來述る所と、又前節説く所とに由り、兵士は我小隊の事情、受持士官に對する意見の如何に由て、献金を妨げらるゝことなく、主の爲め、又救世軍全隊の爲に、勵みで之を爲すべきは、明白の事なり。

廿二、兵士は其小隊が、最良の士官を戴き居ると、否とに拘らず、献金に於ては、最も進歩したる小隊の一たらんことを勉む可し。兵士が

或る士官を好まざるが爲に、献金を差控ふる程、事業に不幸にして、亦其身に不利なることはあらず。

廿三、軍用金を献ずることに付ては、各小隊共、互に道理に合ふ神々しき競争をなし、何れが戦争を支ふる爲に、多額の金を作り得べきかと、其大隊、聯隊の間に腕較べをなすべき機会多くあり。例へば克己週間、感謝祭、其他廣く一般に集金する如き場合は、其時機なり。而して各小隊が此く奮發したる結果は、やがて救世軍全隊が献金の上に於て、基督に従ふ人々の間に、頭角をあらはすに至るものなり。

第十一章 接戦

第一節 總論 ○第二節 集會以外 ○第三節 集會の時

第一節 總論

一、救世軍の運動は、概して組織的なりと雖も、しかも兵士が箇々に働く時、又は單獨にて在る時など、随分自由自在に個人的の運動をなす餘地あり。而して各兵士は、盛んに此種の運動をなすことを望まざる者なり。

二、此故に兵士は其家庭にも、工場にも、郷黨にも、何處、如何なる場合に於ても、常に機会を捉へ、之を利用して、主の爲に最も良く、人々を感化せんことを勉むべし。

三、公然救を發表し、機会を捉へて働かんことを心がくる兵士は、常

に多くの好機會を發見するものなり。此の如き際に、必ず據るべき接戰の法は左の如し。

第二節 集會以外

一、兵士は常に一冊の名簿を携へ、集會なり、又は其他の場所にて、自分の關係し初めたる未信者の姓名を録し、祈禱の時には順繰りに驗べて、今日此人の爲に祈れば、明日は彼人の爲に祈ると云ふ様になすべし。又下に掲ぐる如き方法に由りて、此等の人々が救を受る迄は、力を盡して止む可らず。

(イ) 斷ず對話に由て、説勸むる事。

(ロ) 手紙を以て勸誘する事。

(ハ) 集會亦に誘ひ來る事。

(ニ) 而して一旦名簿に録したる姓名は、其人が更生りたるか、又は

世を去りたる場合にあらざれば、之を除く可らず。

二、兵士が此くして働くことは、常に其救はんと願ふ先方の人々を益するのみならず、亦兵士自身に、柔和と慈愛の心を與ふるものなり。

三、兵士は偶然、流車の中、又は途中にて出遇し人、及び其近隣の人々を、集會に誘ふ可し。

四、平生禮拜の場所に集はず、又は救世軍の軍營に來りたることなき人々が、集會に出ること約束したる時は、訪問して同道するを良とす。何となれば誘はれて斷る程にはあらぬ人々も、然りとて唯一人、

集會に出席することを羞る例多ければなり。

五、兵士は對話、集會に誘ふこと、文通、訪問等に由りて、其親戚、朋友を救に導かん爲に盡力すべし。

六、兵士は又集會の引札、救を説明したる印刷物など配付して、有益

なる働きをなすことを得べし。

第三節 集會の時

一、兵士は集會に於て、其傍に座する人に辭をかけ、若し自分の席が好くば之を譲り、軍歌を貸などして、之に親切を盡すべし。而して警告の終りたる時は、祈禱會に留まらんことを勧め、若し留まらざば重ねて集會に出席する様に誘ふべし。

二、兵士は出来る丈都合して、祈禱會に留まる可し。警告の終るを待兼て、直ちに馳せ歸るは、宛然高壇より説れたる辭、自分共が立たる證言に信仰を置ず、又罪人の救はるゝと、否とを意に介せざるが如く見へ、此れ位惡き感化を、罪人に與ふる事は非らず。

三、愈々祈禱會となり、罪人を招き初めたる時、兵士は左に掲ぐる箇條の、一つ、或は其以上を實行し、集會を勝利に終らしめん爲に盡力

することを得べし。

(イ)兵士は悔改の座の近くに進み、誰か特別に我感化の範圍にある未信者は來り居らずやと見渡し、若し然る人物を發見するに於ては、直ちに往て説勧め、即刻、決心して、共に悔改の座に出んことを促すべし。

(ロ)兵士は其戰友と共に祈禱すべし。機會さへあらば直ぐに聲を揚て祈れ。即ち既になされし勳の祝福せられん爲め、歸り行たる罪人に聖靈の伴ひ給はん爲め、又尙残れる者の、今更生することを得ん爲に、祈禱すべし。

(ハ)兵士は又軍歌を歌ふことを助け、集會を元氣好く、首尾よく進捗せしむ可し。

(ニ)兵士は又司會者の同意を得て海人に往く可し。

(ホ)或は機會あらば証言をなし、罪人の直ちに進んで、基督にすがらんことを督促するも可なり。

(ハ)何れにもあれ、兵士は出来る丈、共に斯戰を戦ひ、これ迄集會にて爲したる勤勞の無にならぬ様、靈魂を網に入しめん爲に盡力すべし。

第十二章 病氣及び死

第一節病人の手當 ○第二節病人の看護 ○第三節病人 ○第四節死及び葬式

第一節 病人の手當

一、救世軍兵士は、自分、又は其愛する者の上に、病苦の襲ひ來る時に、怨嗟煩悶す可らず。自分が全力を盡して神を愛し、神に事へ居る限は、如何なる災難も、神の聖旨に由らずして、身にふりかゝることなきを確信すべし。即ち凡ての病氣は、左の二者の中たるべきことを思ふて、慰藉を得ざる可らず。

(イ)神は前以て此る病氣の、我身に來りつゝあることを知り給ふ故、若し之を遮るを至善と認めば、之を止むることを得給ひしなり。

(ロ) 此病氣は直ちに、神の御手より來りしものにて、即ち其愛に由り、我利益の爲に送り給ひしものなり。

二、とは云へ、健康を回復せんと願望は極めて、自然にして、隨つて合理の事なり。取分け回復の後には人の救と、神の榮の爲に、勸がんことを祈る場合に於て然りとす。

三、然れば病苦の時に、其全快を神に祈り、又、疾病、醫藥、其他手當の道を知れりと思ふ人に就て、忠告を受け、相當の手當をなすは當然の事なり。

四、同時に救世軍兵士が病苦の時、神の導を受けて一切の醫藥を辭し、唯神の御手に由て、直接に治療を求むる事あるも、亦差支なきことなり。此くて病氣の全快したる時には、其結果大に神の榮を揚げ、其民の信仰を高め、未信者の間にも、神の御力を稱揚せしむるに至るものなり。

なり。

五、然れ共凡ての病氣は不信仰の結果なり、神は一切の病を皆同様に癒し給ふと宣言し、又病氣の癒ざるは、隠れたる罪あること、若くは信仰の缺けたることの証據なりと斷言するは、聖書の教と、聖き人々の經驗と、理性の指示す所に合はざるものなり。

六、又兒童、其他自分に判斷を缺く者が、大患に罹れる時、相當に醫藥の手當をなすことを否むは、神の律法にも、又人の法律にも合はざることなり。勿論兵士は強て、神の旨に反すると思ふ忠告に、従ふべきにあらざるも、同時に忠良なる臣民として、國の法律に従ひ、相當の手當をなし、まさかの時には其死因に付て、醫師の證明書を得べきものなり。

第二節 病人の看護

其戰友が大患に罹れる時、兄弟の愛を以て之をいたはり、力の許す限り、之に實際上の助を與ふるは、救世軍兵士の義務なり。此る場合に兵士の爲すべきことは左の如し、

- 一、若し爲し得べくば、晝間、又は夜分に病床に侍し、或は其他の方法に由て、之を看護すべし。
- 二、病室に入用なる物品、家具など、貸與して之を助く可し。
- 三、兒童の世話をなさん爲め、晝間幾許の時を用ひ、又は夜分に之を助け、及び家事向のことを手傳ふ可し。
- 四、菓物など、僅かの物品に由て、大に病人を歡ばすことあるもの故、兵士は自分から之を贈り、或は友人より申受て病人に與ふべし。
- 五、病人、又は其病人に由て活計を立る家族が、目下如何に暮し居かを調べ、力の及ぶ限り之を助け、戰場士官、又は最寄の有福なる同

情者に訴へて、其弱乏を救ふ可し。

六、病人に障りなき限り、定つて之を見舞ひ、祈禱し、聖書を讀み、軍歌を歌ひ、之に由て病人を慰め、又其病苦に由て、却つて一家族の救に至らん爲に盡力すべし。

七、病氣見舞に際し、殊に病院などにては、靜肅が治療の要件たる場合、多くあることを記憶し、溫雅に出入し、聲を柔げて言ひ、我が益せんと欲する病人は勿論、傍に在る他の患者にも、迷惑を及ぼさざる様、心がく可し。

第三節 病人

病人自らが心がく可き箇條は左の如し。

- 一、自ら健康を回復せん爲に、必要なる凡ての手當をなすべし。
- 二、病氣の癒されん爲に、神に祈るべし。

三、同時に神が其聖旨の儘を自分の身に行ひ給はんことを願ひ、健康も、病氣も、生も、死も、一切を任せ奉る可し。

四、若し自分を天國に召し給ふこと、天父の聖旨なりと感ずる時は、此世の事を始末せざる可らず。若し何か言遺し度ことありて、未だ遺言状を認めずば、速かに之を作り、遺産の多寡は兎もあれ、明かに其處置の方針を定め、死後、遺族、親戚の間に、行違の起らぬ様、心を用ふべし。

五、救世軍兵士は其存命中、金錢を以て神の國を助けたる如く、死後は遺産を以て、之を助くる義務あることを思ひ、自分の死に由て頼りを失ふ遺族に、相當の手當をなしたる後は、神の國の爲に盡すべし。

六、兵士は自分に筆を執るか、又は他人に代筆を依頼し、遠隔の地に在る家族、友人に自分が危篤の事を知せ、必らず天國にて再會する様

用意すべきことを勧誘すべし。

七、又近所に住へる者は、之を其病床に招き、氣力の許す限り、警告をなすべし。

八、兵士は死後、救世軍の葬式を営むべきことを命じ、世人が外見を張る爲に用ふる虚禮に、金錢を浪費せざる様、其遺族に言遺すべし。

第四節 死及び葬式

一、戦友の家族に死者のありし時は、兵士が愛の奉事をなして、其遺族を慰め助く可きの機なり。其心得方は前述、病人の看護の條と大差なし。

二、死者の後事を營む責任ある者は、直ちに其屬する小隊の士官と、葬式のことを相談し、出来る丈有効、有益に之を營む可し。

三、葬式に就て注意すべき箇條は左の如し。

(イ) 兵士及び他の人々が、最も多數に出席し得べき、便宜の時間を擇む可し。

(ロ) 軍營にて營む式には、成るべく多數の遺族の、列席する様勸誘すべし。

(ハ) 死者が言遺したる所望の事、又は戦場士官が小隊の爲め、靈魂の救の爲に、最も益ありと思ふ事は、之を其葬式に行ふべし。

四、葬式には一切不必要なる、世俗的の虚禮を用ふ可らず。之に列る救世軍人は皆制服を着く可し。而して式は重に、如何にせば最もよく

其場に在る未信者の友人、其他の人々の、良心を警醒し得べきかど云ふ、精神によりて營むる可きものなり。

五、葬式は凡て、救世軍の軍律に従ふて、之を營むべし。

附 録

名家救世軍評

◎故英國女皇ビクトリヤ陛下は、數年前救世軍が倫敦にて開きたる、世界大會に勅語を賜はりたることあり。其文に曰く、「女皇は救世軍が帝國の各方面に於て、多數の不幸なる人民を救はん爲に、しかく大膽に營む所の、偉大にして多様な事業を、充分認識す。女皇は救世軍、將來の運動の上に、神の嚮導と、祝福の伴はんことを、熱心に祈願する者なり」と。

◎去年少將オリフハントが、瑞典王オスカル二世に見へて、救世軍の事業に就て奏聞する所あるや、王は熱心に之を聴取したる後、宣ふ様、「救世軍が近年我國にて、大なる働きをなし居ことは、兼々聞及ぶ所

なり。朕は救世軍に對して最も温き同情を有す。救世軍は最も仁愛なる事業なり」と。かくて右の手を伸べて少將と握手し、更に左の手をも其上に加へ、いと打解たる御様子にて、「多謝々々、神の祝福を祈る、いざさらば」との、御挨拶をなし給へり。

◎先頃英國皇太子殿下の、濠洲に漫遊し給ひたる時、救世軍の司令官に與へられたる書翰に云ふ。「救世軍の多種多様なる事業のことは、最も大なる興味を以て之を聞き、而して其濠洲に於る成効に就ては、大なる満足を感じる者なり」と。

◎北米合衆國の前大統領マツキンレー氏が、其以前尚オハヨ州の知事たりし頃、救世軍に寄られたる書翰に云、「余の觀察する所に由れば、救世軍は信仰箇條の如何に拘らず、凡て善良なる市民の尊敬を贏得たる者なり。此は一種特別の運動なり。苟くも墮落したる同胞の救に心

ある者は、皆神の祝福救世軍の上在んことを祈らざるを得ざるべし」と。而して大統領となられたる後、其國の司令官に贈られたる書翰には又、「此慈善なる事業の進歩は、貴下をして誇らしむるに足る。此は凡て愛國心ある市民の喜ぶ所なり。大統領は此く手廣く營まる、成効なる救濟事業を、充分に認むる者なり」と申し贈られぬ。

◎英國の大政治家グラッドストーン氏は、其晩年大將ブースと會見したる後、書を大將に寄て云ふ。「余は此度の對話に由て、有益なる課業を學びたり。此は余をして廣く世界に眼を配らせ、人類を罪と禍より救はん爲に働く、凡ての機關に敬意を起さしめ、亦其名稱の如何に拘らず、苟くも神の御業を進めんと、純正なる目的より營まる、凡ての事業には、心より好意を表すべきことを獎勵したり」と。

◎濠洲の前總督ホーブタウンの伯爵は、先達救世軍の士官養成所開

館式に臨み、其式を司とらるゝ等なりしが病を以て果さず。其夫人をして己に代りて式に列せしめ、且金千圓を贈りて其好意を表せられたり。而して病の少しく快方に向ふや直ちに右士官養成所を參觀し「救世軍の善にして、且大なる事業は、余の深く敬服する所なり」との、語をのこして去られたりと云ふ。

◎前の加奈太の總督アベルチンの伯爵の語に、「余は自ら救世軍の農産部を視、其よく整頓したるに感じ入ぬ。其所に住へる人々の中には、本賃宿住より段々引立られて今日に至れるものあり。しかも一見其然ることを知る能はざる程に變化し居れり。救世軍は惱める人類を救ふ義務を認めて起る者なり。救世軍は一旦着手したる事業を中廢するものに非ず。此は同胞の救の爲に、如何なる懸命のことも、意とせずして進む圓熟なり」と。

◎セシル、ロイツ氏曰く「余がケイブ殖民地の内閣員たりし時、恰かも政府より救世軍を助くるの議あり。取調べの結果、救世軍の働の有効なると、殊に其出獄人救済事業の周到なることなど明白となり、議會の協賛を経て之に下賜金をなすに至れり。而して此事は今日迄も尙繼續せらる。余は南アフリカにて、救世軍が善良にして、實際的の働きをなし居ることを證言する者なり」と。氏は又嘗て歸英の際、我ハドレーの農産部を參觀し、去に臨んで參謀總長に謂て曰く「貴君及び大將が爲す所の事業は、最も正大なる者にして、余が敬服する所なり。余は新しき國を造らん爲に盡力する者にして、救世軍は新しき人を造らん爲に働く者なり」と。

◎十數年前救世軍が英國にて、非常の迫害を蒙りたることあり。一年間に軍營を破壊せらるゝことを五十六、毆打せられ、又は負傷したる者

六百六十九人、入牢せしめられたる者八十六人に及ぶ。此時有名なる政治家ジョン、ブライド氏は書をグレイ夫人に寄て之を慰めて云、「今日救世軍に執する者は、疑もなく昔使徒達を迫害したる者なり。諸君が信仰と忍耐の強からんことを願ふ。余は大なる敬意と、同情を有する者なり」と。

◎サー、ウォルター、グレイ、ハルコック氏曰く、「大將ブリスが人道の爲に働き初めてより、滿五十年の祝節に當り、余が其高貴にして成効ある事業に對する、同情と嘆美を、表白することを好むなる可し。此の貴君の推察は當れり。此事業は實に大將が憐むべき、悲惨なる人民を窮乏と、罪惡の軛より救はん爲に起したるものなり。大將は同胞の恩人の中に、高き位置を占むる者なり」。

◎ホスター將軍は日清戦争の際、構和使と共に、日本に來朝したるこ

とある人物なり。嘗て大將ブリスをワシントン府の人民に紹介して曰く、「若し最近五十年間に於て、最もよく耶穌の旨を繼紹し、之を實際に踐行ふて、最も成効したる者は誰かと問はば、救世軍の大將ブリスは其人なり。若し憚らず余の意見を述べれば、此半世紀間貧民の狀態を改良し、喪はれたる者を尋ねて救ふ上に、よく大將ブリスが爲したる働きの、一半を爲し得たる者はあらず」。

◎エチ、ゼイ、グラッドストーン氏は、有名なるグラッドストーン氏の子にして代議士なり。嘗て曰く、「余は救世軍に由て金錢の眞價を學びぬ。誰も兎角金錢を浪費することあるものなり。然れ共余は親しく救世軍の事業を視、如何にも細心に、而も機敏と、快活を以て脱りなく金錢を利用し、よく苦み、惱める、弱き男女を救ふて、之を一通り躰面ある人物に仕立てることを發見したり。余は斷言す、全英國中何れの團體、

又は協會を雖も、未だ救世軍ほど囚人及び出獄人救済の上に、價値あり、成效ある働きを成せるものは非ずと。

◎エチ、エチ、ホウラー氏は、嘗て議會に演説して下の如く言へり。曰「諸君の中、或は救世軍の凡ての運動法に、賛成せざる人もある可し。然り乍ら誰か救世軍が今日迄に爲たる、飲酒家、放蕩家、犯罪人等を救ふ、善良にして高貴なる事業を否定し得る者ぞ。彼等は他の宗教團體が有せず、又運用し能はざる機關を以て、最も重要な問題の解釋を勉むる者なり。」

◎マキシム銃の發明者サー、ハイラム、マキシム氏曰く、「長年の以前余が始めて英國に着したる時、或日曜日田舎の町に在り、宿の馬車にて町内を見物に出たることあり。宿の主人は余が爲に之を御しぬ。途に救世軍人の一隊に行合ひたれば、主人に向ひ、救世軍の此町に於る

様子は如何と尋ねたるに、答へて眞に大なる害をなし居れりと云ふ。そ

れは又如何なる方面に於てかと問へば、答へて重に商業上に於てなり。現に居酒屋の如きは、近來其れ客の半を失ひたりと云ふ。是に於て余は主人に告て言へり。若し果して然らば今より以後、何處にても救世軍人を見かけたる時は、脱帽して過ぎざる可らずと。蓋し余は今日迄多くの問題を解釋したりと雖も、未だ救世軍の如く、飲酒家を謹慎にするの法を發見せざればなり。

◎テイソン、フハラ―は基督傳の著者として、我日本にも其名を知らるる人なり。其語に云ふ、「救世軍の諸人に因て營する、如き、神々しき事業の利益の爲め、勸めをなすことを得るは、余の誇とし、快樂とし、又非常の榮譽とする所なり。余は倫敦に於て救世軍の社會事業部を歴訪したり。而して余は其が祝福せられしものたることを、明かに宣

言するを得べし。余は神の祝福、救世軍の上に在んことを祈り、其凡ての事業に於て召されし召に應ふて、福利を得んことを願ふ者なり。○婦人矯風會の創立者フリス夫人は、近世稀に見る傑物なり。しかも其フリス夫人に對するや、曰く「余はフリス夫人の熱心なる嘆美者にして、謙遜なる弟子なり」と。嘗て救世軍を評して云ふ余は深く救世軍を信じ、又其大なる事業を喜ぶことを、熱心に表白する者なり。思ふに他の人々が大危機の懸崖に酣睡する時、救世軍は目醒めて之が救助の法を講じ、他の人々が大多數の爲に盡さんことを評定する時、救世軍は既に暖かき親切の手を伸べ、他の人々が師を出すことを自論の時、救世軍は早くも戰場に現はれ、敵に面して立つ者なり。此大なる實物教育は今や我等の前に置れて在り。是は恰かも此上待りに待切ぬ時機に際し、天より降れる、神の驚くべき全權公使の如く、世に現はれる者なり」と。

たる者なり」と。

○ヘンリー、マセット女史曰く「余は何時も言ふ如く、今復重ねて之を言ふことを喜ぶ。今の世に於て、救世軍の如く眞直ぐに、且有力に、惡と挑戦する機關力はなしと。此救世軍は豪膽、靖献の大將フリスに由て導かるるものあり。余は大將の傳道開始五十年の祝節に當り、我最上の敬意と、嘆美、及び基督と人道の名に由れる好意を、致さんとを熱望する者なり」と。

○サー、ウオスター、ベザントは有名なる文學者なり。其自傳の中に救世軍及び其士官を論じて云ふ「彼等は軍令に服従し、軍律の下に働けり。彼等は貧し、甚だ僅かの手當にて衣食し、聊さかも身に餘裕を有せず。年中斷間なく働き、劇しく働くほど、更に劇じき勞働を要する地位に擧がる。身に名利の報酬なくして、清貧なる家室に、簡易

なる生活を営み、それさへ数々亂暴なる隣人の虐待を免るゝこと能はず。彼等は一切の榮華と、安逸を犠牲とする者なり。若夫れ軍用金の充分手に入らざる時には、神を知りたまふ。彼等の或者は一週、或は其以上、壹錢の金なくして過すことさへあるなり。彼等は何の爲に之をなすか。何等の報酬を期して、よく此の如くなるを得るか。唯是神の愛と耶穌基督の爲にするものに非ずや。然り決して其他に何等の理由をも發見すること能はざるなり。余は斷言す、彼フランチスの徒が、始めて世に現はれたる時代の熱心を以てするも、決して今日救世軍の大尉、中尉等の清貧、克己、勤勞に愈ること能はずと。然らば何故、世には救世軍の善事業を認むるに遅き者あるか。其理由は是なり。救世軍は監督、長老、教會を有せず、尋常宗教運動の系統以外に成効したるものにして、即ち普通人民の爲め、普通人民に由て營まるゝ、普通

人民の運動なり。其働か人の中間々學者縉紳なきに非ずと雖も、多くは危野なる平民の出なるを以て、世の偏見者流は自ら之を猜忌せざることを能はず。爲に救世軍人の堅固なる献身の精神と、基督教的の目的と、其成効とを認識するに遅き者なり。

◎「評論之評論」記者ステッド氏は「大將ブリス」及び「ブリス夫人傳」の著者なり。其救世軍を論するや曰く「救世軍は現代の奇蹟なり。是は見へざる物が、見る物に愈る力あること。最近の默示、又心靈が物質を制する力の最も目醒しき証據なり」。「救世軍は毎年殆んど、一千萬圓に近き金銭を用ひて其事業を營めり。即ち二億萬圓の資本ありて、四割以上の利息を收め、之を運轉するものと同じく、實に經濟上の奇蹟なりと謂ふべし。即ち基督が僅かのパンと魚もて、數千人を養ひ給ひたるに似て、他に比類なき事なり。近世に起りたる様々の宗教團體

の中、未だ救世軍の如く短日月の間に、經濟上の進歩をなしたるものは非ず。」「ウヰリヤム、ブーエは天威のレバイリストなり。グラツドストン氏は嘗て、急進黨は自由黨の熱心なる者なりと言たりしが、其如くレバイバル運動は、基督教の熱心なる者なりと、定義を下すことを得べし。レバイバルを以て單に或種の教をなすもの、又は唯救世軍に限れる者の如く思惟するは誤れり。レバイバルは恒に在り、人々の道徳の程度に大なる差違ある處には、何時も起るべきものなり。政治上、社會上にも亦、宗教上に於ると同じく、其隣人よりも一層熱心なる人物ありて、世人を己と同一程度に曳上んことを願ひ、多人數を相手に必死の運動をなす時、其人は即ちレバイリストとなるなり。グラツドストン氏のミッドロシアンに於けるは、成效あるレバイリストの好標本と謂ふべく、ピーター、ジ、ヘルメットは亦他の種類のレ

バイリストにてありしなり。然れ共今日、凡てのレバイリストの中、最もよく全世界に知らるるものは救世軍人なり。救世軍は實に秩序あるレバイバル運動なり」と。

◎シヨセフ、クツク氏曰く、「救世軍は窮乏軍を豫防するに、此上もなく必要のものなり。數十年間、心靈上、事業上、經濟上の斷ざる成效は、大將ブーエが貧民の爲にする計畫の、聰慧なることを証明す。神が冕を置き給ふたるものは、人之を脱せしむ可らず。救世軍は社會の下層に投せられたる神の引綱なり。海底より引上たる土砂の中には、既に多くの價高き眞珠を發見したるに非ずや」。

◎博士パーカー曰く、「一切の祝福は大將ブーエの上に在れ。彼は其働きの故に崇められ、又愛せらる可きものなり。余は救世軍の事業を觀察するほど、益々之が神の御わざたることを信ず」と。

◎スボルジョン氏曰く、「若し救世軍を倫敦より取除かば、五千人の警官を増すも、其代りはど、犯罪と、秩序の壊乱を防ぎ能はざる可し」。

◎博士アレキサンダー、ホワイト曰く、「時は來らん、而して世の人は皆、摩天路暢、如温空須禮、大將ブトスと、列べて其名を呼ぶに至るべきなり」。

◎學士エフ、ビー、マイヤード曰く、「余は救世軍が墮落したる同胞を救ふ事業に大なる興味を有す。余は今日に至る迄、機會さへあれば、身に應ふ程の便宜を救世軍に與へ居れり。余思ふに英國中他に此に比すべき事業はあらず」と。

◎印度の新宗教ブラモ、ソマジの開祖、バブ、ケシヤブ、ヂヤンドラ、セン曰く、「我等は堪能なる救世軍の大將、ウ井リヤム、ブースが、神の靈に動かされし使徒たることを信す。神は彼に天啓を與へ、又其天啓

をして有力ならしめん爲に、上よりの力と方法を授け給へり。大將ブーエは常人に非ず。彼は神の人なり、神が地上に爲せと命せし、大業を爲すに足るはどに、靈を與へられたる者なり。我等は彼を敬し、又彼を愛す。而して救世軍てふ團體が、即ち聖き神の業たることを認むるものなり」。

◎濠洲の内閣總理大臣エドモンド、バートン氏曰く、「社會を改造するに最も必要なるは、墮落沈淪せる人民に近き、其心に觸ることなり。而して國家や、政府は之を爲すこと能はず、唯救世軍の如き大團體にして、始めて之を能くすべし。救世軍は別に政府より多額の下賜金を受ず、重に一般人民の任意寄附に由て經營するものにして、然もよく基督教國の歴史に、曾て其例なき事業を爲せる大團體なり。余は他に之と比すべき事業を見ざるが故に、極力救世軍を褒賞す。余が

語氣の強きは心に感ずることの強ければ也、救世軍が他の團練の、企て及ぶ可らざる事業を爲すを認むれば也。余は一定の國教を有せざる洲の政治家として公平なる見地より之を言ふ。余は救世軍の如く道徳的純度に於て完く、其精力に於て完く、其經營する事業に於て完く、大團練の存在を歓迎せざる能はずと。

◎ケープ殖民地の内閣總理大臣ゴルドン、スプリツグ氏曰く、「大將ブーースは恐らく世界最大の旅行家なる可し。大將に愈りて倫敦貧民窟の事情に通ずる者はあらず。然れども大將は嘗に我目前の、人民を救ふを以て足れりとせず。今や世は理論に満ち、一問題に就て其意見を求むれば、頃刻にして無數の議論を聞得べしと雖も、大將ブーースは其宣言を實行せん爲に世界を經回り、事業家の實際的眼孔を以て、人類を觀察するものなり。南亞に於る救世軍の社會事業に就ては、其効果

の顯著なるを認むるが故に、余は更に政府が下賜金を増すの議を、議會に提出せんと欲す。而して議會は必らず之を協賛すべしと思へり」。

◎新西蘭の内閣總理大臣、大博士セツドン氏曰く、「我等は救世軍が始めて世に現はれたる時の有様を知る。歴史は眞に繰返すものなり。救世軍は嘲弄せられ、罵詈せられ、迫害を受け、處罰を受ぬ。而して他の多くの事業と同じく、間もなく衰頹し、終に絶滅すべしと評せられぬ。然れども事實は此の如き預言の謬れることを示せり。救世軍は來りぬ、來りて斯國にあり。救世軍は永存すべし。余は言ふ我等各々が自らに對して眞實ならん限り、又我等が助なき同胞の手を捉へて、之を救ひ上る精神のあらん限り、救世軍は衰頹することなかる可きなり。若夫政府の側面より、又余の地位より觀察を下さんには、救世軍が到底解釋すべからずと見做されたる、多くの社會問題に對し、過去に爲

し、又現在爲しつゝある大なる功業は、寸時も之を觀過にすべからざるものなり。

明治三十五年八月廿三日印刷
明治三十五年八月廿七日發行

定價金貳拾五錢

編輯人兼

東京市芝區芝口二丁目三番地

印刷人

横濱市太田町五丁目八十七番地
村岡平吉

發行所

東京市芝區芝口二丁目三番地
救世軍本營

印刷所

横濱市山下町八十一番地
福音印刷合資會社

賣捌所

東京市京橋區采女町二十四番地
警醒社書店



全全全全
全全全全

東京市京橋區竹川町
聖公會出版社
大坂市新町通四丁目百六番地
福音社書店
神戸市元町一丁目
福音館

其他救世軍の各小隊にて賣捌します

●救世軍出版物廣告

●とまのこゑ

毎月二回發行一部代價金壹錢
郵税五厘壹ヶ年分郵税共金卅六錢

是は救世軍の機關新聞である繪入總振假名平易て廉價で最も有益になり升日本の宗教新聞では一番餘計に賣る評判の印刷物である。

●大將ブーエ著

●救と聖潔

壹部代價金貳錢
郵税七部迄金貳錢

是は救に至る七つの階段、聖潔を得る七つの階段、及び軍中の約束を一緒に合せて刷つた、有益なる小冊子であり升。

●山室軍平著

●五平民之福音

定價金貳拾錢
郵税金四錢

是は基督教の鳩翁道話と稱へらるる本です。之を讀で道樂者大酒家か改心し酒造家が醬油屋に轉業した様な例もあり升。

●救世軍々歌

定價壹部金五錢
郵税金貳錢

是は九十有餘の軍歌と八十有餘のツレブシを集めた軍歌集です。

●ユー、ジー、モルフ氏著

●死地に行く勿れ

壹部代價金五厘
郵税廿部迄金貳錢

是は遊女狂の愚かにして罪深いことを戒めた印刷物です。

●ユー、ジー、モルフ氏著

●娼妓に與ふる文

壹部代價金五厘
郵税廿部迄金貳錢

是は娼妓に自由廢業の手續と其後々の心得杯教へたものです。

●大佐心得ブレンダル著

●聖潔の葉

(近刊)

此書物は聖潔のことを最もよく説明たる世界に名高い本であり升。

東京芝區芝口二丁目

救世軍日本本營

●士官候補生を募る

キリストは輕率に傳道事業に従事し様とする者を戒めて、「狐は穴あり、天
 空の鳥は巢あり、然る人の子は枕する所なし」と言ひ、然とて家族の
 ことや、活計のことなを思過して、決心し兼る者を教へては、「我に従
 へ、死たる者に其死し者を葬らせよ」と仰せられました。神様の御榮
 と人の救の爲に働かふと思ふ者は、固より貧乏に甘んじ、勤苦を厭は
 ず、十字架を負て基督の足跡を辿る覺悟が必要である。然とてつまら
 ぬ身の上の思ひ煩ひをして、切角有益にして、高尚なる生涯を送る機
 會を、取失ふは用なきことであり升。
 神様の召を信じ、其軍隊の士官となり、「凡ての人の僕」たる一生を送
 り度と願ふ男女は、救世軍本營ブレード大佐へ宛、何時でも士官候補
 生の申込を成れませ。



